

Title	独占資本形成期における労働組合運動研究をめぐる若干の問題： 社会政策学会第二八回大会報告によせて
Sub Title	Some problems on trade union movement in the formative years of monopoly capitalism
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1964
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.57, No.3 (1964. 3) ,p.244(58)- 252(66)
JaLC DOI	10.14991/001.19640301-0058
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19640301-0058

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

独占資本形成期における

労働組合運動研究をめぐる若干の問題

— 社会政策学会第二八回大会報告によせて —

飯 田 鼎

五八 (二四四)

昨年の十一月、神戸大学において開催された社会政策学会第二八回大会は、共通論題として、「経済成長と賃金」が掲げられたが、ひとつ注目すべきことは、自由論題に、労働組合、労資関係分科会の共同で、「独占形成期の労働組合」がとりあげられ、栗田健氏の報告を中心として、高橋克嘉・徳永重良両氏の副報告がおこなわれ、というきわめて斬新な試みがなされたことである。その意義は労働運動史の研究について、従来曖昧にさせられていた点について、深刻な反省が加えられ、とりわけ一八八〇年以後のイギリスを中心とする独占資本の形成期における労働組合の対応ないしその変貌などについての問題点が一応明らかにされたことは評価されなければならない。しかしそれにもかかわらず労働運動史研究の方法論という、より基本的な問題については、提起されながら、その核心にまでふれられることなくして終わったのは惜しむべきことであった。わ

たくしはかねて、労働運動史研究を志しながら方法的にきわめて弱く、幾多の疑問を抱きつつも解決しえないでいるが、社会政策学会における今回の報告を契機として、改めて労働運動史研究のあり方とその重要性を意識した次第である。方法論についての私見を披瀝する前に現時点における労働運動史研究の問題点を整理する意味において、まず「独占形成期の労働組合」と題する栗田健氏の報告の概要と要点、そして高橋・徳永両氏の副報告の問題点を整理してみたいと考える。

栗田氏はまず、一八八八年の機械工の全国統一協約の成立をもって、独占形成の重要な指標であることを強調される。その理由として、一八八〇年に独占段階に移行したイギリス資本主義は、職能別労働組合を破壊して資本が採用しようとする体制に適應させるために、できるだけ低廉な労働力を確保しようとする政策を露骨に打ち出してきた点を強調された。また一方、一八七三年にはじまる大不況を峠とするクラフト・ユニオンズムの後退は、資本の集中・集積を

本質とする独占化をおしすすめる楯柱ともいべき技術革新の結果として規定しつつ、もしそうだとすれば、イギリス資本主義の場合、技術的变化がかなり緩慢であった事実と考え合わせると、クラフト・ユニオンの後退から崩壊への途を、必ずしも単純にいわゆる技術革新にだけ結びつけることはできないのではないかと強い疑問を提出されることによって、職能別組合から産業別組合へのメントが、ほかならぬ徒弟制度の変質ないし崩壊であったとするのである。すなわち、徒弟制度の崩壊は職能別組合の基礎をほりくずし、資本の側からすれば熟練と不熟練との格差を縮小せしめようとする努力によって、熟練労働力市場の独占化の維持と不熟練労働力との格差の拡大とを目的とするクラフト・ユニオンの政策と矛盾するに至る。かくして一八八九年の段階で経営者の団体としての雇主団体 (employers' association) が結成され、労働組合対策が露骨になつていった。その両者の典型的な矛盾の爆発が、一八九七年の機械工にたいするロック・アウトであつて、それは機械産業経営者が当時ロンドンにおいて急速にひろまりつつあった八時間労働制の要求にたいして加えた圧迫であり、合同機械工同盟に大打撃を与えた。栗田氏によれば、このような独占段階における労資の闘争の中で、産業別統一交渉への途が開かれたのであり、産業別協約の普及による交渉の制度化とその改善の中にこそ産業別組合への途が開かれたのだというのである。すなわち栗田氏の力点は、クラフト・ユニオンの衰退から産業別組合への移行は、独占資本主義の外部的諸条件よりも、内部的な労資関係そのものの発展の中に見出されうるとい

独占資本形成期における労働組合運動研究をめぐる若干の問題

うのである。つまり一八八八年に機械産業に全国協約が成立し、その後一九一〇年頃までに、イギリス全労働者のかんりの部分が何らかの協約の中に包摂されたという事実から、一九一〇年代の大労働不安をつぎのように説明する。すなわち、産業別統一協約の結成によって、組合側はむしろ手枷・足枷をはめられたため、実質賃金の低下を防ぎえない状態となり、このようななかつてない物価騰貴への抵抗が大労働不安であったといふのである。⁽²⁾要するに栗田氏の報告によれば、国家権力の干渉をまつことなく、非常に優れた独占形成の状態にあったイギリス資本主義が、労働力把握のために必要としたものが産業別統一協約であり、極端にいうならば、職能別組合の崩壊から産業別組合への移行は、こうした独占資本の内部的要請の外的な表現にはかならないといふ結論に到達する。こうした栗田氏の結論は、きわめて興味ある問題を含んでいるが、これについては後でふれるとして、つぎに高橋氏の論点の紹介に移ることにしよう。高橋氏の論点は、直接、栗田氏にたいする批判としてむけられたのではなく、ウェップの労働問題研究にかんする同氏の一連の研究や、イギリスの独占形成期における労働市場構造の分析⁽³⁾を中心にとめられたものであり、視角としては栗田氏とほとんど同じ方向であり、討論としてみた場合に問題がかなり方向には進まなかつたようにみえた。

高橋氏は、独占資本主義期における労働運動の指標を析出するために、ウェップ夫妻とコールの労働組合論について比較検討する。高橋氏によれば、オールド・ユニオンズム (一八五〇年代に

五九 (二四五)

はじまるといわれるニュー・モデルの組合運動(クラフト・ユニオンズム)からニュー・ユニオンズム(新組合運動)への推移、ウエップ夫妻のいわゆる Trade Unionism から Industrial Democracy への発展は、労働組合内部におけるいかなる内部構造の変貌、組織対象の変化を内容とするかという基本的な問題意識に立脚しながら、ウエップ夫妻の立場にたいし、主としてフェルプス・ブラウンの最近の研究に依拠しつつ、つぎのような疑問を提示された。(一)オールド・ユニオンズムからニュー・ユニオンズムへの組合の組織形態の変化を、ただたんに熟練労働者を主体とするものから、不熟練労働者を含むものへの組織対象の変化として単純に扱えられるか。フェルプス・ブラウンによれば綿業労働者および石炭労働者の組合を、不熟練工組合 (Operatives' Union) と名づけているが、この点からすれば、不熟練労働者の組合は、すでに十九世紀前半の産業革命期において、すでに見出されたものではなかったか、(二)従って、十九世紀をもって、オールド・ユニオン (クラフト・ユニオン) が支配した時期として一義的に規定するのは正しくないのではないか、というのである。

つぎに高橋氏は、G・D・H・コールの労働組合運動の発展の経路を、職能別組合→一般労働組合→産業別組合として理解され、これにたいするさきへのべたようなブラウンの批判やホッブスパウムの一般労働組合を産業別組合の前段階とする見解などをもって批判するのであるが、結論的につぎのようにまとめられた。つまり、綿業労働者や炭坑労働者の組合が、オールド・クラフト・ユニ

オンズムの例外であるとしても、彼らこそ、クラフト・ユニオンにたいして、いわばニュー・ユニオンズムの地位にたつていたのでなかったか、もしそうだとすれば、一八八〇年代にはじまったニュー・ユニオンズム(新組合運動)はとりわけこれらのオペレーティブ・ユニオンとの関係において、どのような地位にたつていのであるかというのである。

以上のように高橋氏の問題提起は、主としてフェルプス・ブラウンの研究の上に立ちつつ、ウエップ夫妻やコールの伝統的な労働組合運動史ないし労働運動史にたいする批判を展開しており、同じく労働力市場構造の分析から出発しながらも、その立場に若干の相違を感ずる。これについては更めて検討するとして、徳永氏の問題点を整理することにしよう。

徳永氏は問題点として、およそつぎのような項目をあげ、これについて積極的に意見を展開された。すなわち、(一)方法論的問題、(二)帝国主義段階と産業資本主義との理論的關係、(三)イギリス資本主義の型は何か、(四)労働組合の型と組織形態、(五)独占段階の時期区分の問題(このほかにも若干の論点があったと記憶するが、遺憾ながらきざしとれた)。徳永氏の論点の指摘は、ぎわめて重要な問題を含んでおり、労働運動史研究の基底にふれるものをもっていえるように思う。徳永氏によれば、労働運動史研究の重要なモメントとして、(一)資本主義社会の物質的基礎過程の分析が何よりも必要であるが、客観主義を強調する余り、宿命論的観点におちいり、ともすれば固定的になるおそれがある。(二)マルクスの「資本論」にあ

らわれる「抽象的人間労働」成立の背景は、十九世紀中葉の指導的産業を前提としている。しかし末期の独占段階に入ると、労資関係そのものが複雑な様相を呈し、独占段階の労働問題を理解するためにつぎのような考察が必要となる。つまり、(a)原理論と実態分析との関係、(b)意識的な労務管理政策の展開、(c)賃金の問題——スライディング・スケール、ボーナス制度などの賃金構造の問題、(d)巨大独占企業は、一般の企業とはきり離れた形で、賃労働を把握しようとする。(e)トラック・システム廃止の傾向とこれに反する傾向、(三)独占資本主義における労働組合のパターンを、ひとつとして把握することは困難なことである。(四)ドイツ、アメリカと比較すると、イギリスの資本主義は寄生的・停滞的であり、組合の状態が他国におけるよりも長期に安定的である。——比較研究の重要性。(五)十九世紀末期における労働政策、たとえば、タッフ・ヴェール判決、オスボーンの判決などの意義、最低賃金制・社会保険などの独占資本主義段階に固有な社会政策の意義についての考察。

徳永氏は大体以上のような報告をおこない、新鮮な問題提起を行ったのであるが、栗田氏の主報告と高橋・徳永両氏の副報告とを比較してみると、時間的制約もあったためか、それぞれ興味深くしかも重要な問題提起を行いながら、この三者の問題意識が討論を活潑にする方向にむかって統一されなかったことはきわめて遺憾であった。司会の前川嘉一氏(京都大学)や主要討論者の佐野稔氏(和歌山大学)の努力と出席者の異常な熱心さにもかかわらず、討論がもり上らず、「独占形成期の労働組合」についての結論的な成果をみ

独占資本形成期における労働組合運動研究をめぐる若干の問題

るまでには至らなかつたというのが、会員として多少討論にも参加した筆者の卒直な感想である。ひとつにはこれは大きな問題であり、社会政策や労働問題の研究だけでなく、独占資本主義理論の研究家や社会経済史学者との共同討議および研究、あるいはそこまですなわなくともこうした関連分野の研究の助力を得ることなくしては十分な成果をみるのが困難な問題であることをしみじみと感ぜしめられた。と同時に労働問題の研究ができるだけ広はんな視野にたつことが要請されるのである。しかしながら、何よりも今回の社会政策学会の試みは、労働運動史研究のあり方を、とくに独占段階において明らかにしようとする努力したことに大きな意義が見出されるのであり、そこでわたくしはつぎに、以上の三氏の所論に示唆を与えられながら、独占段階における労働組合運動の研究において、およそ何が問題とされねばならないか、その接近の仕方について私見を展開してみたいと思う。

- (1) この点については、拙稿「労働運動史研究の一試論——大河内教授の労働運動論によせて——」(日本労働協会雑誌第四七号所収)を参照。
- (2) この点についてはすでに栗田氏は、「イギリスにおける産業別単一労働市場の成立——産業別組合論のための予備的分析——」(明大商学論叢、第四五巻第二号所収)という論のなかで強調しておられる。
- (3) 「ウエップの労働問題研究——十九世紀イギリスの家内工業小

工業の賃労働研究序説」(1)、(2)、(3)フェビアン研究、一九六二年、六、七、九月号。

(4) E. H. Phelps Brown: The Growth of British Industrial Relations. A Study from the Standpoint of 1906-14, 1959.

この研究がわが国の労働問題研究者に与えた影響は異常なものである。とくに独占資本主義段階におけるイギリス労働組合の組織形態の変貌についての明快な分析を、われわれは本書に負うている。

二

「独占形成期における労働組合」と題する社会政策学会のシンポジウムにおける論点について紹介したのであるが、程度の差こそあれ、報告者たちに特徴的且つ共通にみられる態度として、労働市場の分析を、独占段階における労働組合研究の、いわばライト・モテーフとして第一義的重要性を付与していることであろう。この点は労働組合そのものの発生的意義からみてまことに当然であるが、しかし、労働市場論的な視角の重要性はひとり独占段階に限定されるべきではないこともまた事実であり、およそいかなる場合にも基本的な前提としてきびしく意識されていなければならない。問題は、「独占形成期」という限定のもとで、何故に労働市場論に踴躍しなければならぬかということにある。わたくしの疑問は、労働組合論ないし労働組合運動史の研究が何故に労働市場論一般の問題に解消されなければならないのかということである。

従来の労働運動史研究が、ともすれば政治的・イデオロギー的

的必然性——たとえば各独占資本主義諸国間の競争の激化にともなう新技術の導入、その結果として、その熟練・不熟練労働の格差の縮小、従って熟練労働者の地位の相対的低下が、独占資本の新たな攻撃に対処する新たな労働者組織を生み出すという意味における——が存在することは事実であるが、そのような純経済的な視角からだけでは独占資本主義段階における労働組合運動の真の正しい姿を把握することはできないのではなからうか。独占形成期においては当然、労働者階級の政党が出現するのであって、これと労働組合との関係を無視するわけにはゆかない。とくに労働組合相互の間の確執や矛盾が、労働者政党のなかにどのように反映されるか、あるいは政治の場においていかに解消されるかという、さまざまな組合間の矛盾についての分析の問題、従って労働組合運動と社会主義運動との関連の問題⁵⁾、レーニンが憂慮した日和見主義化した労働者政党の指導部と労働組合との関係——支配・被支配、もしくは対立の側面など——が当然追求されねばならない。このような視角は、およそ独占資本主義段階における労働組合運動を考察する場合に、無視してはならない側面ではなからうか。

つぎに、独占段階という言葉によって、象徴される資本の集積・集中に巨大独占資本の形成、そしてこれに對立するものとしての全国的産業別組合という理解は、実は独占資本の段階における労働組合運動のひとつの現象的な側面の把握にすぎないのであって、独占資本と非独占資本との間に対立、支配、あるいは従属の諸側面があると同じように、独占的産業の労働組合と非独占産業の労働組合と

独占資本形成期における労働組合運動研究をめぐる若干の問題

反体制的視点を強調する余り、労働運動そのもののもつとも基本的な契機、労働組合を媒介とする「資本による賃労働の把握」の側面を軽視する傾向があったことはしばしば指摘されるところである¹⁾。だが結局のところ「独占の形成期」とは帝国主義の生成期であり、労働運動の量的・質的な発展が、いわゆる階級闘争の激化を通じて資本主義社会の矛盾を、もつとも尖鋭化しはじめた時期であることを忘れてはならない。すなわち、われわれは、独占資本と労働組合との関係を問題にする場合に、独占資本主義を、ただたんに純経済的概念を念頭におくだけでなく、さらに、資本主義のこの段階が資本主義一般にたいしてもつ歴史的位地や、あるいは労働運動における二つの基本的傾向と帝国主義との関係をも念頭におくものでなければならないと考える²⁾。この場合、レーニンのいう「労働運動における二つの基本的傾向」とは、具体的にはまず第一に歴大な植民地領有と世界市場における独占的地位の上になつイギリス・ブルジョアジーによって買収された十九世紀後半以後の労働組合指導者の日和見主義³⁾と、さらに第二には、より進んだ段階としてイギリスによる世界市場の全一的な独占にかわって、少数の資本主義列強の間での独占に参加するための闘争の過程で、日和見主義は、「一国の労働運動における完全な勝利者となるために、幾多の国で、終局的に成熟し、爛熟し、ついに腐敗してしまつて社会排外主義」に転化したことを指すのである。独占形成期の労働組合には、いうまでもなく労働市場のコントローラーとして、職能別組合から一般労働組合へ、そしてさらに産業別組合への再編成の過程を辿らせる内部

の間にも、当然矛盾や利害の対立が存在しなければならないはずである。従つてその意味で産業別組合の形成をもたらす契機となるものは、クラフト・ユニオンから排除されていた非独占的企業の労働者、不熟練・半熟練労働者の組織化という事実にはかならない。すなわち、クラフト・ユニオンが従来、団体交渉によつて、労働協約という形で獲得していた賃金および労働条件の改善は、不熟練労働者の運動の場合に新組合運動によつて、法定八時間制の要求や最低賃金制などの全労働者階級の要求となるのであって、その意味では、独占資本主義段階における労働組合の構造は、ただたんにクラフト・ユニオンの衰退——一般労働組合——産業別組合というように単純な径路を辿るのではなく、むしろクラフト・ユニオンの伝統が根強く支配しつづける中で、不熟練・半熟練労働者の抵抗がおこり、一般労働組合があらわれ、そして産業別組合にまで発展してゆくと考えるのが正しい。すなわちそのような労働組合運動のいわば「ジグザグ」の発展の径路は、やはり労働者階級運動の内部的矛盾の発現にはかならない。つぎに独占資本主義そのものの理解にかかわる問題がある。

一般に独占資本主義の段階というとき、われわれは、とくにイギリスの場合にいっそうあてはまるのであるが、巨大独占体が支配していた鉄鋼、造船、機械、金属、化学工業部門などのいわゆる重工業部門のしめる比重が圧倒的で、他の産業はあたかも問題にならなかつたかのような錯覚をおこす。しかし事實はそうでなくして、独占形成期といわれた十九世紀末期には、重工業部門における巨大独

占体の形成の陰で、とくに軽工業部門における広はんな中小企業や零細企業がひしめきあっていたのであり、従って独占形成期における労働組合の研究の主題は、巨大独占資本と産業別労働組合による労働市場の掌握をめぐる闘争というきわめて大まかな視点に限定されずに、ひろく中小企業、零細家内工場に働く労働者の状態、彼らの意識、あるいはこれら未組織の低賃金労働者、婦人労働者などの、大企業に働く組織された労働者にたいする関係を克明に追求することとでなければならず、もしそうでないならば、一般労働組合および産業別組合成立の必然性の本質を正しく把握することはできないように思う。また最低賃金制や社会保険あるいは法定八時間制の要求にしても、なぜこれらがとくに独占段階において労働運動の主要な目標としてあらわれたのが、その理由が曖昧になってしまっておそれがある。独占形成期における労働組合の研究において、巨大独占資本と産業別組合との労働市場をめぐる闘争や妥協が重要視されなければならぬことは勿論であるが、その前提として、独占資本間の競合関係、独占体と非独占体との従属・支配の関係、そしてさらにその背後に広はんに残存する中小企業および零細家内工業との関係、これを背景にして複雑な労働力の構成があることを認識する必要があるのではなからうか。そうでないならば、独占形成期における労働組合の分析はきわめて平面的なものになってしまうおそれがある。その意味では、最近のわが国におけるこの時期の労働組合運動の研究が、主として機械工組合をとりあげており、そこには何か機械産業が独占資本主義形成期におけるきわめて一般的な、むしろ代

表的な産業であるという見解がひそんでいるのは些か問題であるといわねばならない。
 ■いうまでもなく機械産業には、合同機械工同盟というクラフト・ユニオンが、典型的な形で発展し、しかしそれが十九世紀後半の労働組合運動に指導的地位をしめたところから、独占資本主義段階における労働組合の代表的なものとしてあげられるのであろうが、しかし機械産業がその後第一次世界大戦および第二次世界大戦中における重要な役割をもつてしても、機械産業が、産業革命期において綿工業が獲ちえた圧倒的な比重を、独占段階にもちえたかどうかは疑問である。機械産業の重要性を敢えて否定するものではないが、その基礎的な部門としての鉄鋼業や石炭業などにも注目し、そこにおける労働組合や労資関係を追求することが絶対に必要ではないだろうか。とくに第一次大戦直前から、大戦後の資本主義の全般的危機と呼ばれた時期における炭坑労働者の果敢な闘い¹⁰⁾をよむとき、とくにその感を深くするものがある。

以上、独占資本主義段階における労働組合研究の問題点について指摘したが、要するにこの時期の労働組合運動は複雑であるとともにきわめて多彩な側面をもっている。そこでたんに労働組合の研究が、独占資本による産業別組合を媒介とする労働力の把握という側面のみを追求に終ることなく、独占資本段階に特有な社会政策や労働立法の問題、あるいは国家権力の労働組合にたいする対策などの政治的側面、労働者政党との関係など、このような問題についての充分な考察もまた見逃してはならない。むしろこうした多様な現象

の錯綜の中において、それぞれの現象がもつ特殊な側面の追求こそ、独占資本主義段階における労働運動一般につながるものをもつのであって、それらのうちのひとつの要素を強調するために他の要素を捨象するのではなく、それぞれの要素の特殊性をそのものに即して充分に正しく評価する態度こそ、独占資本主義下における労働組合運動の本質を明らかにする途につながるであろう。

それからいまひとつ、独占資本成立期において注目すべきことは、資本による合理化の問題をどのように評価すべきかということである。いうまでもなく「産業合理化政策」が、資本による独占的利潤確保のための政策として体系的に採用されたのは、一九二〇年代の資本主義の全般的危機の時期であるが、¹¹⁾しかし筆者は、やはり独占形成期においてすでにその萌芽があらわれはじめているのではないかと思う。すなわち、「帝国主義へ移行しつつある国々や独占企業体などの相互間の競争、覇権争いの結果として、またそうした競争にともなっておこる「冗費」の増大——それは超過利潤で支弁される——や超過利潤の最大限利潤への転化などの結果として、労働貴族の範囲は狭くなり、たとえばイギリスでは労働貴族の範囲に属するものは一般にもはや工場労働者中の「保護された部分」ではなくなり、ただわずかに工場の熟練労働者だけになってくる。¹²⁾新組合運動の勃興、不熟練労働者への組合の浸透は、資本の側からの新しい合理化の攻勢——それは現象的には新技術の導入としてあらわれる——に対応するものとしてとらえられるべきではなからうか、徳永氏の指摘されるように、独占資本による意識的な労務管理政策

がとられはじめたのがこの時期であるとすれば、職能別組合とならんで一般労働組合の成立、そしてさらに産業別組合の発展という組織形態の変化は、独占資本による労働組合を通じての労働市場のコントロールという側面をもつと同時に、独占資本による合理化政策により強力に対処しようとする労働者階級の主体的な必死の努力の発現ではなかつたらうか。こうした全体としての労働者階級の危機意識、独占体制によって脅かされる彼らの生活の防衛という側面への充分な理解なしには、この独占形成期における労働組合の姿を、真に正しく把握することはできないというのが、筆者の結論である。

- (1) 大河内一男「労働組合」一九六三年(有斐閣)
- (2) レーニン「帝国主義論」宇高基輔訳(岩波文庫)
- (3) レーニン同書、一七五頁。
- (4) レーニン同書、一七五頁。
- (5) これらについては、F. Bealey and H. Pelling: Labour and Politics, 1900—1906. A History of the Labour Representation Committee, 1958, London (Macmillan). が参考になる。
- (6) イギリス独占資本の形成については入江節次郎「独占資本イギリスへの途」(ミネルヴァ書房)が非常にすぐれたモノグラフであるが、遺憾ながら、この面での追求が欠けている。
- (7) この点についての注目すべき研究として、Sidney Pollard: A History of Labour in Sheffield, 1959 (Liverpool Univ. Press). が役に立つであろう。

(8) 徳永重良「イギリス機械工業における資本と賃労働(一)」『経済

志林、第二八卷第三号参照。

(9) これについては、最近でた J.C. Carr and W. Taplin; History

of British Steel Industry, 1962, (Oxford) が注目に値する。筆者は

近い機会に、この書についての論評を行いたいと思う。また入江節

次郎氏の「イギリス独占資本の研究——産業総論と石炭業——」(同

志社大、経済論叢、第一二巻、第三・四号) は問題を提起している

興味深い。

(10) これについては、相沢与一「英国炭鉱業における労働政策と労働組合」(一九六二年非売品) が注目に値する。

(11) 佐野稔「産業合理化と労働組合——イギリス労働運動史の一断面——」法政大学出版局(一九六一年) 参照。

(12) クチンスキー「絶対的窮乏化理論」新川士郎訳、五三頁(一九五九年)、有斐閣。

書 評

ハリーリヒ

『カロリング時代のマンヌス』

渡辺 國 廣

〔始めに〕 耕作者はもともと同時にその土地の所有者でもあった。彼は自分の土地により自立を誇ることができた。土地を所有することが彼にとっては生活の確実な保証たり得た。事実それに必要な規模を彼は所有している。かかる財産をマンヌスという。家産にほかならない。一家族でそれを持ち、これを基礎に独立の農耕生活が続けられていた。彼はその機会を権力者の土地に闖入者となることとつかんだ。農民の誕生である。そのこと自体権利の侵害の所産であった。しかしこれを権力者は内心歓迎しさえした。彼はその代償に収穫の一部を召上げること考えたからである。従ってマンヌスはまたかかる負担が及ぶ場でもあった。徴税単位にはがならぬ。マンヌスで独立の生計に必要な規模という時、義務の履行にもなう犠牲も考慮にいれられていた。マンヌスの出現に關し、その時期と場所の確定は不可能であった。西フランクの史料では七世紀の後半からマンヌスという語が頻繁にみられる。東フランクでもこ

書 評

六七 (二五三)

れとはほぼ同じ時期といっている。ブルゴニーではややおくれ、八世紀の後半からであった。プロバンスやイタリアにおいては九世紀にはいって多くみられるようになる。しかしそれ以前でもマンヌスと呼ぶことのできるものは存在した。ただこれを示すため別の語が用いられていたにすぎない。プロバンスではコロニア、イタリアではカサがそれに相当した。マンヌスのドイツ訳はホバ、後にフーフェ、しかしその用法に若干の齟齬が認められる。東北ドイツにおいてホバという時、マンヌスの二倍かそれ以上の規模があった。またカロリング時代の中部ドイツのホバは自由民の財産、これに対しマナに属する者の土地をマンヌスと呼んだ。十三世紀に、パリヤでもこれと同じ。一般に自由民のマンヌス、隸農のマンヌスの別である。ライン地方では世襲財産のうち土地をホバ、家がマンヌスであった。ロレーヌにおける用法もこれと類似する。ただしそこではホバというかわりに広くソルスなる語を用いていた。

農耕で生計を立てるについては、基本の財産といたらいい何かが必要な前提となった。これを一般にマンヌスと呼ぶことができるとしても、そこに盛込まれた内容が一定してはいないことは上述のところでも明白であった。マンヌスはしばしば土地か家で、はっきり兩者を区別していた。また漠然と財産をさした。いわばそのことでこれら二つを総括しようとしたのであった。かかる違いの起る理由は何か。ここに取上げる小論では第一にその点に關説し、続いてかかるマンヌス形成の事情を説明しようとした。マンヌスは農村の生活に本来的なものではない。支配者が彼の権力の基礎を固めようとする